

各位

会社名 NISSHA 株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木順也  
 (コード番号 7915 東証第1部)  
 問合せ先 取締役専務執行役員 兼 最高財務責任者 西原勇人  
 (TEL.075-811-8111)

## 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2018年9月10日(月)
(2)	処分する株式の種類および数	普通株式 63,000 株
(3)	処 分 価 額	1株につき金 2,219 円
(4)	処 分 総 額	139,797,000 円
(5)	処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)
(6)	そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、2016年5月12日付で「株式給付信託(BBT=Board Benefit Trust)」(以下「本制度」といいます)の導入を公表し、その後、2016年6月17日開催の第97期定時株主総会において、役員報酬として決議されました(本制度の概要につきましては、2016年5月12日付「株式給付信託(BBT)導入に関するお知らせ」および2016年8月19日付「株式給付信託(BBT)導入(詳細決定)に関するお知らせ」をご参照ください)。

本自己株式処分は、本制度の継続運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社(本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託(以下「本信託」といいます)の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定されている信託 E 口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役、執行役員および当社子会社の一部の取締役(以下「取締役等」といいます)に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2018年12月末日で終了する事業年度から2020年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度分)であり、2018年6月30日現在の発行済株式総数 50,855,638 株に対し 0.12%(小数点第3位を四捨五入、2018年6月30日現在の総議決権個数 504,096 個に対する割合 0.12%)となります。

#### ※信託契約の概要

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結済みであり、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者です。
受益者	取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
本信託契約の締結日	2016年9月6日
当初金銭を信託した日	2016年9月6日
信託の期間	2016年9月6日から信託が終了するまで

#### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(2018年8月23日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,219 円といたしました。これは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり、合理的であると判断しています。

なお処分価額 2,219 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 カ月間の終値平均 2,265 円(円未満切捨)に対して 97.97%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 カ月間の終値平均 2,258 円(円未満切捨)に対して 98.27%を乗じた額であり、あるいは同直近 6 カ月間の終値平均 2,486 円(円未満切捨)に対して 89.26%を乗じた額となっています。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しています。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名(うち 2 名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

#### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上